

事務連絡
令和8年3月25日

事業所代表者 各位

小金井市福祉保健部
介護福祉課長 松井 玉恵
(公印省略)

令和8年度介護職員等処遇改善加算の届出について（依頼）

日頃より市政にご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

令和8年度において介護職員等処遇改善加算を算定される事業所におかれましては、下記のとおり書類のご提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

書類の種類	提出が必要となる場合
①処遇改善計画書（別紙様式2）	令和8年度に処遇改善加算を算定する場合
②【令和7年4月以降版】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービスの場合）	令和8年4月と5月に、新規で処遇改善加算を算定する場合や前年度から加算区分を変更する場合のみ
③【令和7年4月以降版】介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（総合事業の場合）	
④【令和8年6月以降版】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービスの場合）	令和8年6月以降に、処遇改善加算ⅠまたはⅡを算定する場合や、加算区分を変更する場合
⑤【令和8年6月以降版】介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（総合事業の場合）	

⑥【令和8年6月以降版】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（居宅介護支援・介護予防支援の場合）	令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合
⑦【令和8年6月以降版】介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（介護予防ケアマネジメントの場合）	令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合
⑧ 特別な事情に係る届出書（別紙様式5）	事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合のみ
⑨ 変更届出書（別紙様式4）	提出した計画書に変更があった場合のみ

計画書その他の様式については厚生労働省ホームページ、体制等に関する届出書については小金井市ホームページよりダウンロードしてください。

2 提出期限

①と②③④⑤、または①のみ（加算区分を変更しない場合）を提出する場合

令和8年4月15日（水）必着

①と⑥⑦を提出する場合

令和8年6月15日（月）必着

3 提出方法

電子申請届出システムの「加算に関する届出」から提出してください

4 その他

総合事業や地域密着型サービスを実施している法人で、東京都指定の事業（通所介護、訪問介護等）も実施している場合は、東京都への届出も必要です

5 提出・問合せ先

小金井市介護福祉課介護保険係

電話：042-387-9822 メール：s050301@koganei-shi.jp